

## 独立行政法人評価委員会労働部会（第86回） 議事について

### <労働者健康福祉機構・労働政策研究・研修機構>

#### 議題：中期目標・中期計画について

※平成25年度が中期目標期間の最終年度となる法人などが対象。

- 独立行政法人の中期目標と中期計画は、独立行政法人通則法第29条、第30条の規定を根拠としており、厚生労働大臣が3年以上5年以下の中期的な期間において、法人が達成すべき業務運営の目標として中期目標を定め、法人は定められた中期目標に基づいて中期計画を策定、計画に基づいた業務運営を遂行する。厚生労働大臣が中期目標を策定・変更する場合、法人が中期計画を策定・変更する場合は、通則法第29条第3項、第30条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- 昨年12月の委員会総会における審議を経て、厚生労働大臣が労働者健康福祉機構の「組織・業務全般の見直し内容」を別添3のとおり決定。決定した「見直し内容」を踏まえ、本部会において、労働者健康福祉機構の次の5年間（平成26年4月～平成31年3月）に係る中期目標と中期計画について御審議いただくもの。なお、労働政策研究・研修機構については、既に策定・認可された第3期（平成24年4月～平成29年3月）の中期目標、中期計画の変更について、御審議いただくもの。

※中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し内容の決定から中期目標・中期計画策定までの概要・具体的な流れは別添1、2を参照。

### <勤労者退職金共済機構・高齢・障害・求職者雇用支援機構>

#### 議題：評価の視点等について

※平成25年度が中期目標期間の初年度となる法人が対象。

- 第3期中期目標期間（平成25年4月～平成30年3月）の法人の業務実績を評価するための指標。昨年3月に策定・認可された第3期中期目標・中期計画の内容に合わせ、評価項目について所要の改正を行うもの。

### <労働者健康福祉機構・勤労者退職金共済機構・高齢・障害・求職者雇用支援機構 ・労働政策研究・研修機構>

#### 議題：業務方法書について

- 業務方法書は独立行政法人通則法第28条の規定に基づき作成される、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。法人は業務開始の際に、この業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けることとしており、認可にあたっては、

通則法第28条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。また、これを変更しようとする場合も同様に独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

### <労働者健康福祉機構・勤労者退職金共済機構>

#### 議題：長期借入金・債券発行について

- 労働者健康福祉機構が、施設の設置・整備等に必要な費用に充てるため長期借入金をし、債券を発行する場合は、労働者健康福祉機構法第14条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。また、毎事業年度作成する、これらの償還計画についても、労働者健康福祉機構法第15条第2項において、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。勤労者退職金共済機構についても、中小企業退職金共済法第75条の2第2項、第75条の3第2項の規定により、同様。

※労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについては、別添4を参照。

### <労働者健康福祉機構>

#### 議題：役員退職手当規程について

- 役員退職手当規程を変更した場合、法人は独立行政法人通則法第52条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣へ届け出ることとされている。当該届出があった場合は、同法第53条第1項及び第2項の規定に基づき、厚生労働大臣は独立行政法人評価委員会へ通知し、独立行政法人評価委員会は、その通知に係る退職手当の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に意見を申し出ることができる。

### <高齢・障害・求職者雇用支援機構>

#### 議題：不要財産の国庫納付について

- 独立行政法人通則法第8条第3項の規定により、独立行政法人は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる不要な財産については処分することとしている。この不要財産のうち、政府からの出資又は支出に係るものについては、通則法第46条の2第1項又は第2項の規定により、厚生労働大臣の認可を受け、現物を国庫に納付又は譲渡代金を国庫に納付することとしており、厚生労働大臣が当該認可をしようとするときは、同条第5項の規定において、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととしている  
また、政府以外の者からの出資に係る不要財産について、当該出資者へ払い戻しの請求ができる旨催告する場合も同様。

#### 議題：役員の退職金に係る業績勘案率について

- 独立行政法人の役員の退職金については、別添6「独立行政法人、特殊法人及

び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)により、在職期間に応じ算出した額に、独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じ決定する「業績勘案率」を乗じた金額とされているところ。昨年9月30日付で退職した高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員2名に係る業績勘案率について、法人から本委員会委員長あてに算定の依頼がなされたため、別添7「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」(平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)に基づき、業績勘案率を決定するもの。

※本議題の配付資料は、別添8(厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程)に基づき、非公開。

### <別添資料>

- 別添1 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ(概要)
- 別添2 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)
- 別添3 労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し内容  
(平成25年12月24日厚生労働大臣)
- 別添4 労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて
- 別添5 参照条文
- 別添6 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について  
(平成15年12月19日閣議決定)
- 別添7 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について  
(平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
- 別添8 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程  
(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
- 別添9 労働部会4法人の業務方法書の変更について

以上

# 労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

## 平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/26・第85回労働部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

## 平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。  
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



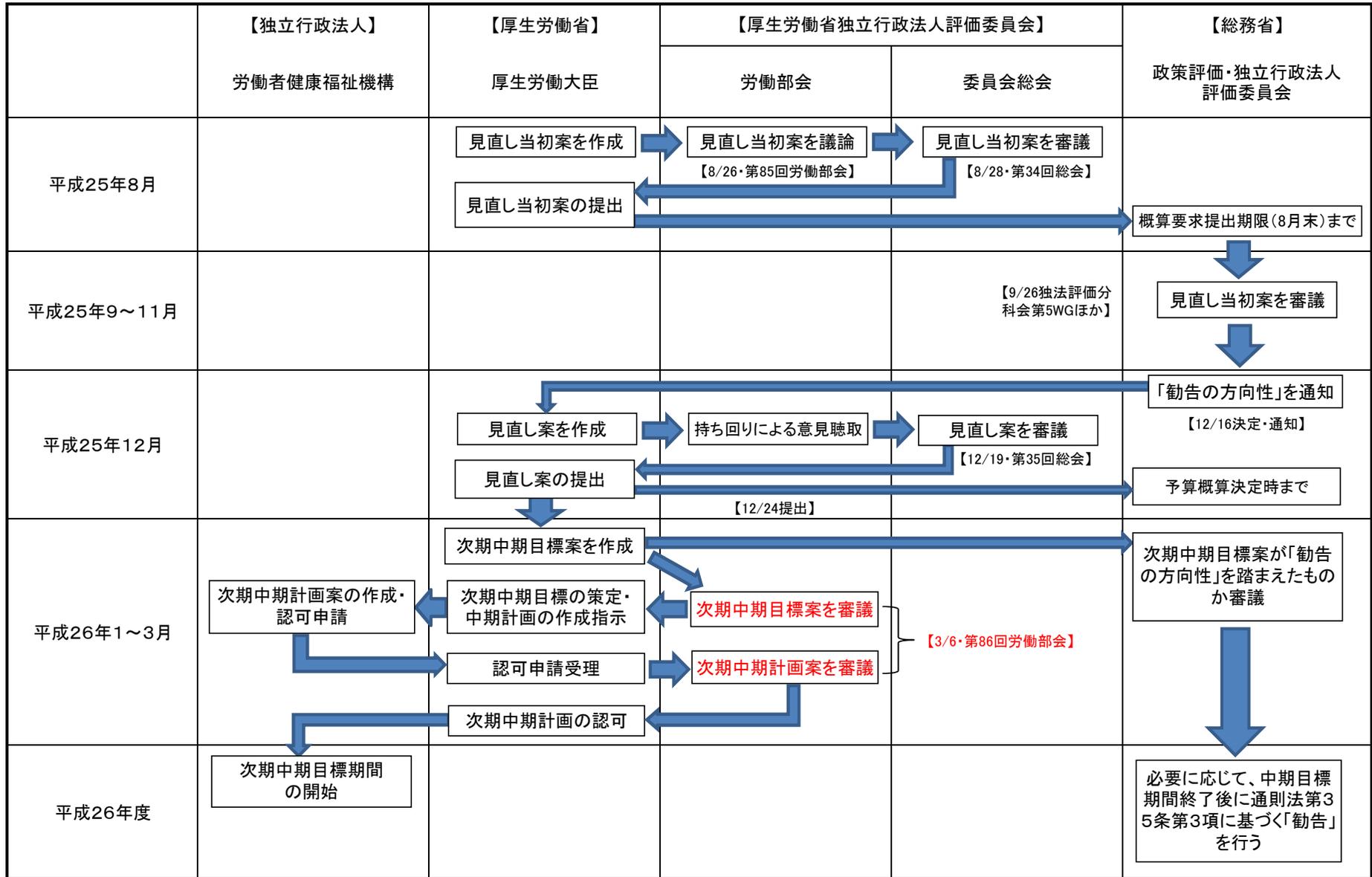
## 平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。  
（労働部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会における審議を経て、12月24日に「見直し内容」を提出）

## 平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。  
（3/6・第86回労働部会において審議予定）  
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。  
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。  
（3/6・第86回労働部会において審議予定） ⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始

# 労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。  
 ※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う。

## 独立行政法人労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し内容

(平成 25 年 12 月 24 日厚生労働大臣決定・総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ提出)

「独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

### 第 1 事務及び事業の見直し

#### 1 労災医療と地域医療における役割

労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っている。こうした中で、労働災害の発生件数が長期的に減少するとともに、労災指定医療機関による医療提供体制も整備され、労災病院における労災患者比率は 4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している状況にある一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となり、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が、相対的に増しているとの指摘もある。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していくものとする。

#### 2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成 22 年度に本法人全体として黒字化したものの、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響もあり、24 年度末時点で 32 病院のうち 18 病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成 28 年度をめどに繰

繰越欠損金を解消することとされているが、24年度末時点で380億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むものとする。

#### (1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

#### (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、遅くとも平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図るものとする。

#### (3) 他法人の事例を参考とした取組等

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成22年度に黒字化したものの、その経常収支率は100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要との指摘を受けている。

については、独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討するものとする。

また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図るものとする。

#### (4) 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うものとする。

### 3 次期中期目標における新たな目標設定等

本法人は、次期中期目標期間において、「すべての労働者が安心して働ける社会の実

現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施するものとする。

また、次期中期目標においては、新たに次のような目標設定等を行うものとする。

#### (1) 業務運営の透明性の向上等

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

#### (2) 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組

産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うものとする。

また、就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、病院等でデータを収集し、解析するものとする。

#### (3) 労災疾病等に係る研究開発の推進

現在の労災疾病等に係る研究開発分野（13分野）について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図るものとする。

#### (4) 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

新潟県の「県央基幹病院基本構想策定委員会」における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行うものとする。

(5) 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成 24 年度末：3 施設）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止するものとする。

## 第 2 業務実施体制の見直し

### 1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業（注）は、平成 26 年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことを検討している。一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

（注）産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47 都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

### 2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32 病院等）や職員数（約 2 万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるとの指摘を受けている。

このため、次期中期目標期間においては、業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

### 3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務と密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

### 4 優秀な人材の確保、育成

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

### 2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考にするものとする。

### 3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

#### 4 決算検査報告指摘事項

「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

#### 5 その他

上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

【第8回労働部会（平成16年2月12日開催）了承】

## 労働部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて

- 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人労働者健康福祉機構法第14条第3項、独立行政法人雇用・能力開発機構第15条第2項）。  
また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（労働者健康福祉機構法第15条第2項、雇用・能力開発機構第16条第2項）。
- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第8回労働部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

### 【労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。  
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。

# 参 照 条 文

## ○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

### (業務方法書)

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

### (中期目標)

第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

### (中期計画)

第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

# 参 照 条 文

## ○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

### (財産的基礎等)

第8条 略

2 略

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2又は第46条の3の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

### (不要財産に係る国庫納付等)

第46条の2 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2～4 略

5 主務大臣は、第1項、第2項又は第3項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 略

### (不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第46条の3 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2～5 略

6 主務大臣は、第1項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

# 参 照 条 文

## ○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

### (役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

### (評価委員会の意見の申出)

第53条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

### (準用)

第62条 第52条及び第53条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第52条第3項中「実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

# 参 照 条 文

## ○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) (抄)

### (借入金等)

- 第45条 独立行政法人は、中期計画の第30条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
  - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
  - 4 主務大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
  - 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

## ○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号) (抄)

### (長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券)

- 第14条 機構は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
  - 3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
  - 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
  - 5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
  - 6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
  - 7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
  - 8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

### (償還計画)

- 第15条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

# 参 照 条 文

## ○ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）（抄）

### （借入金及び財形住宅債券）

第75条の2 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

8 前各項(第三項を除く。)に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

### （償還計画）

第75条の3 機構は、毎事業年度、長期借入金及び財形住宅債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日  
閣議決定

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

## 1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。  
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

## 2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5/100を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定  
平成16年12月1日改定  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

- イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行

われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。（法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。）

- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

## 2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。
- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の

①の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。

なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。

④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。

⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程(以下「運営規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

(会議の傍聴)

- 第1条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

- 第2条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
  - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
  - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - 四 運営規程第4条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

(準用規定)

- 第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第4条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

## 労働部会 4 法人の業務方法書の変更について

### 1. 概要

平成 24 年 3 月 30 日に WTO 政府調達委員会において採択された「政府調達に関する協定を改正する議定書」を日本国においても受諾することになったことに伴い、労働部会 4 法人の業務方法書における関係規定の整備を行うもの。

### 2. 変更の内容

現行の WTO 政府調達協定の改正に伴い、当面の間、業務方法書に現在記載している現行の WTO 政府調達協定に加え、改正協定についても追記し、施行時期について附則を新設するもの。

- 労働者健康福祉機構（参照箇所：資料 1-7）
  - ・ 第 67 条（競争入札その他契約に関する基本的事項）中に改正協定について追記。
  - ・ 当該規定の変更に係る施行時期について附則を新設。
- 勤労者退職金共済機構（参照箇所：資料 2-7）
  - ・ 第 16 条（契約の特例）中に改正協定について追記。
  - ・ 当該規定の変更に係る施行時期について附則を新設。
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構（参照箇所：資料 3-5）
  - ・ 第 29 条（契約の特例）中に改正協定について追記。
  - ・ 当該規定の変更に係る施行時期について附則を新設。
- 労働政策研究・研修機構（参照箇所：資料 4-7）
  - ・ 第 25 条（契約の特例）中に改正協定について追記。
  - ・ 当該規定の変更に係る施行時期について附則を新設。

### 3. 施行時期

2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

<参考：WTO 政府調達協定>

【現行協定】 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定  
(平成 7 年条約第 23 号)

【改正協定】 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（未発効。各国が受諾手続中）